入　札　説　明　書

1　入札に付する事項

⑴　業務名

新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

⑵　数量及び仕様等

別紙仕様書のとおり

⑶　履行期限

令和９年３月３１日

⑷　履行場所

別紙仕様書のとおり

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

⑴　製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和７年鳥取市告示第３９２号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。

⑵　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）第３条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

⑸　日本国内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

⑹　令和３年度以降に国又は地方公共団体において５００席以上のホールを含む複合文化施設の調査・分析業務（基本設計および実施設計を除きあり方検討・基本構想・基本計画を含む）実績が２件以上あること。

⑺　管理技術者が建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に規定する一級建築士であること及び担当技術者に一級建築士が１名以上いること（兼務不可）。

3　入札説明書、仕様書等に対する質問等

⑴　入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和８年１１月２４日の午後１時までに質問書（別紙１）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月２５日の午後１時までに鳥取市公式ウェブサイト(https://www.city.tottori.lg.jp)に掲示する。

⑵　質問書の送信先

鳥取市総務部検査契約課　ファクシミリ　０８５７－２０－３９４８

4　入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙２）、同種業務の実績（別紙３）及び配置予定技術者の資格等（別紙４）を持参により提出しなければならない。持参により提出することが困難な者は提出期限日までにメールまたはファクシミリにて送信したのち、原本を以下の提出場所まで速やかに郵送すること。２の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

⑴　提出期間

公告の日から令和８年１１月２５日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条第１項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　提出場所

〒６８０－８５７１　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階

鳥取市総務部検査契約課（電話：０８５７－３０－８１２１）

⑶　入札参加資格確認申請書の送信先

鳥取市総務部検査契約課　メールアドレス　kensakeiyaku@city.tottori.lg.jp

ファクシミリ　０８５７－２０－３９４８

5　入札方法等

⑴　入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。

⑵　郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

⑶　宛先は、〒６８０－８７９９　日本郵便株式会社　鳥取中央郵便局留　鳥取市総務部検査契約課行とすること。

⑷　郵送開始日は、令和８年１１月３０日とする。

⑸　到着期限は、令和８年１２月６日（必着）とする。

⑹　入札書は別紙６を使用し、入札金額には総額を記入すること。

⑺　入札書は、封筒（長型３号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙５のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

⑻　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙７を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

⑼　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑽　入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（４の⑵の場所）に持参し、又は郵送すること。入札執行中にあっては、入札辞退届

又は辞退することを明記した書面を提出すること。

⑾　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

⑿　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⒀　入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

⒁　入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6　入札（開札）の場所及び日時

⑴　場所　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階会議室４－２

⑵　日時　令和８年１２月７日　午後１時３０分

⑶　立会　入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

7　無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

⑶　同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札

⑷　入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

⑸　記名押印のない入札

⑹　委任状を提出しない代理人のした入札

⑺　同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

⑻　指定された方法以外の方法で提出された入札

⑼　指定された期日に指定された場所に到着しない入札

⑽　その他、入札執行者が無効と認めた入札

8　落札者の決定方法

⑴　鳥取市契約規則第１１条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札者となるべき者が２名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9　再度の入札

⑴　予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

⑵　入札回数は、１回目の入札（開札）を含めて３回を限度とする。

⑶　再度の入札において前回入札時の最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

１０　その他

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先　鳥取市総務部検査契約課
電話：０８５７－３０－８１２１
ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

別紙１

質　問　書

業　務　名	新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務
公　告　日	令和８年１１月１６日
質問者名	会 社 名： 代表者名： 連 絡 先：電話　　ﾌｧｸｼﾐﾘ 質 問 者：
提出年月日	令和　　年　　月　　日
質問事項	

別紙２

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

鳥取市長　深澤　義彦　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

業 務 名：新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

公 告 日：令和８年１１月１６日

私は、上記の入札に係る公告の「２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第４号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

添付書類
○同種業務の実績（別紙３）及びその内容を証明するための書類
○配置予定技術者の資格等（別紙４）

別紙３

同種業務の実績

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名：新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

項目・番号		1	2
業務名等	業務名		
	発注機関名		
	履行場所		
	契約金額（最終）	千円	千円
	履行期間		
業務の内容			
業務の履行条件その他			

備考

1　該当する業務実績について、２件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。

2　契約金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。

3　業務の内容の欄は、具体的な作業種、規模等を記入すること。

4　業務の履行条件その他の欄は、技術的特徴（実施方法、対策、実施に当たり工夫又は苦心した点等）を記入すること。

5　同種業務の実績が確認できる資料として、契約書の写しを添付すること。

別紙４

配置予定技術者の資格等

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

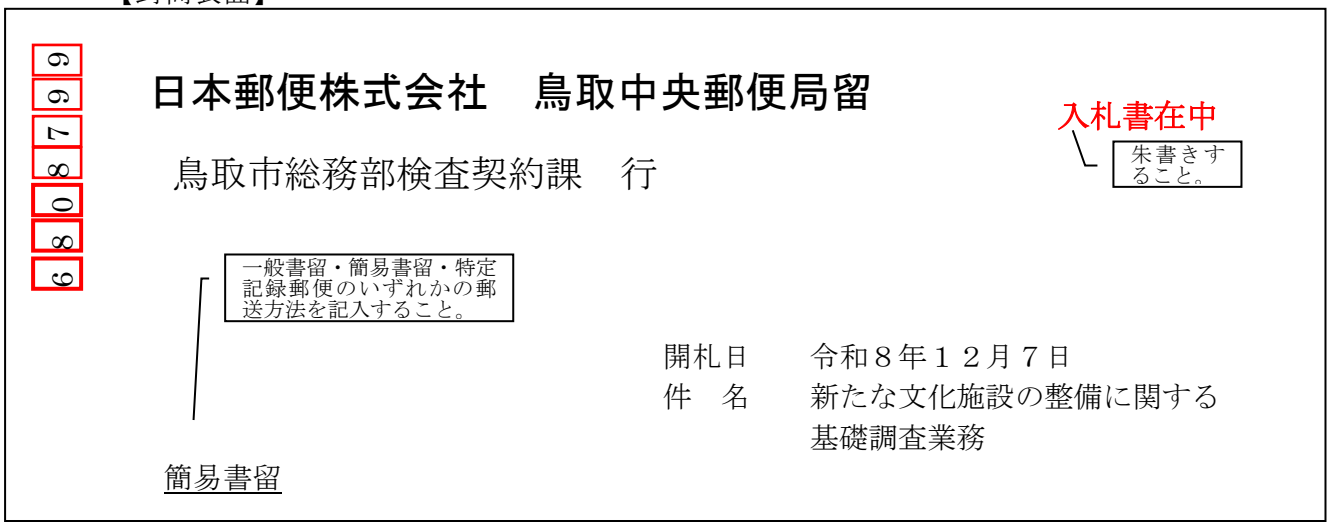
業　務　名		新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務	
1	氏　　名		
	資格取得	資　格　名	取　得　年　月　日
	状　　況	一級建築士	S･H･R　　年　　月　日
2	氏　　名		
	資格取得	資　格　名	取　得　年　月　日
	状　　況	一級建築士	S･H･R　　年　　月　日
3	氏　　名		
	資格取得	資　格　名	取　得　年　月　日
	状　　況	一級建築士	S･H･R　　年　　月　日
4	氏　　名		
	資格取得	資　格　名	取　得　年　月　日
	状　　況	一級建築士	S･H･R　　年　　月　日

備考　１　配置予定技術者は、一級建築士２名以上を記載すること。
　　２　本表に記載した証として、資格者証の写しを添付すること。
　　３　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付すること。

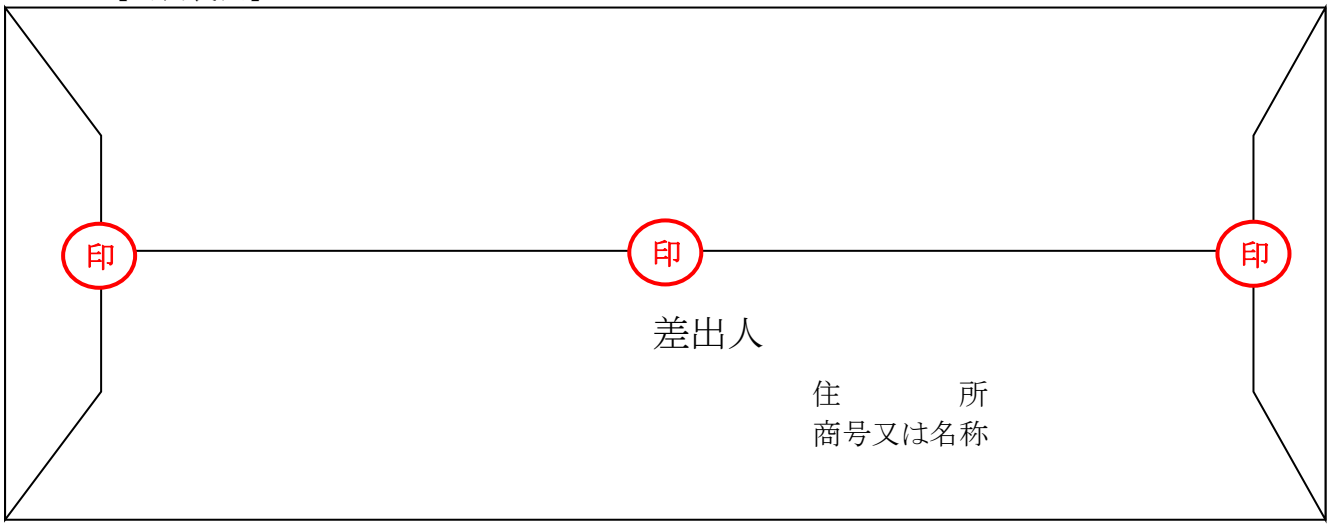
別紙５

郵送用封筒記載例

【封筒表面】



【封筒裏面】



※封筒は、長型３号（120×235㎜）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

※差出人は入札者の住所、商号又は名称を記入すること。

別紙６

入　　札　　書　　(第　回)

鳥取市長　深澤　義彦　　様

鳥取市契約規則(昭和３９年鳥取市規則第３号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

代理人　住　　所

氏　　名　　印

業務名	新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務
入札金額	金　　円

※　５入札方法等の⑵及び⑸を熟読の上作成すること。

別紙７

委　　任　　状

鳥取市長　深澤　義彦　　様

私は、住所　　氏名　　を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和　　年　　月　　日

委任者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

受任者　住　　所

氏　　名　　印

業務名	新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

新たな文化施設整備に関する基礎調査業務 仕様書

第１章 一般事項

1-1 委託業務名

新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

1-2 業務の目的

鳥取市では、令和８年３月に「新たな文化施設の整備に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。基本構想では、老朽化した４施設（市民会館・文化センター・文化ホール・福祉文化会館）を再編・統合し、「ホール」「練習」「交流」「展示」「収蔵・保管」「育成・情報発信」の６機能及び駐車場機能を有する新たな文化施設を整備する方向性が示された。

本業務は、今後策定する基本計画の判断材料を得るための基礎調査として位置付ける。

1-3 業務期間

契約締結日から令和９年３月31日まで（約４ヶ月）

1-4 業務の処理

⑴ 受託者の業務

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連法令及び当仕様書を遵守するとともに、委託者の意図を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、誠実にこれを行わなければならない。

⑵ 業務指示

受託者は、委託者と連絡を密にし、十分協議のうえ、委託者の指示に従わなければならない。

⑶ 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて、業務の区分ごとかつ定期的に報告を行わなければならない。

⑷ 機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容について第三者に情報を漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

⑸ 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受けなければならない。

⑹ 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務の完了において、不備が発見された場合、速やかに報告書の訂正をしなければならない。なお、委託者の責に帰す場合を除くほか、これに要する費用は受託者の負担とする。

1-5 関連施策との整合性

次に掲げる上位計画等に盛り込まれている関連施策との整合を図らなければならない。

① 鳥取市総合計画
② 鳥取市公共施設再配置基本計画
③ 鳥取市文化芸術振興に関する基本方針
④ 生涯学習推進基本方針
⑤ 鳥取市都市計画マスタープラン
⑥ 鳥取市中心市街地活性化基本計画
⑦ 鳥取市地域防災計画 など

第 2 章 業務内容

2-1 市内既存施設の現状把握と機能の重複分析

市内の公共施設のうち、基本構想の 6 機能と重複する機能を持つ施設を幅広く調査すること。調査にあたっては、以下の調査対象施設について、基本構想の対象 4 施設（市民会館・文化センター・文化ホール・福祉文化会館）と比較する形で整理し、新施設に整備すべき機能かどうかの検討すること。

≪調査対象施設≫

分類	施設例
市所有施設	鳥取市歴史博物館（やまびこ館）・鳥取市役所市民交流センター・地区公民館（旧市内）・国府町コミュニティセンター・因幡万葉歴史館・高砂屋 等
県所有施設	とりぎん文化会館・県民ふれあい会館・県立博物館 等
市県所有施設	わらべ館
その他	パレットとっとり、カトカミ　など

≪調査項目≫
・施設概要
・諸室構成、面積
・利用料金
・稼働状況
・立地、アクセス　など
※会議室・多目的スペースについては、市内の公共施設等に同種の機能が多く存在することから、新施設での整備の必要性・規模を検討すること。
※調査対象施設は発注者と協議のうえ、決定する。

2-2 基本構想の 6 機能について、新施設に集約すべき機能と既存施設で代替または分散可能な機能の仕分け

2-1 各施設の利用実態及び過去の調査結果に基づく利用者のニーズ、最適な利用環境や条件を整理し、検討すること。過去の調査で不足する情報がある場合は、発注者と協議すること。

2-3 先進事例に基づく諸室機能の調査・分析・提案

他自治体の文化施設事例を調査し、多機能かつ可変性や専門性（音楽・演劇・美術）の観点から基本構想の 6 機能を具体化する諸室の機能・設えについて分析を行い、必要な機能を提案すること。

2-4 立地エリアの特性と機能配置の最適化

整備場所は未定であるが、市内の主要なエリアの特性を踏まえ、どのエリアにどの機能を配置すれば機能面と市民動線の両面で最適になるか（賑わいにつながるか）を分析し検討すること。

(1) 市内エリアの特性分析

鳥取市中心部の主要エリアについて、以下の観点から特性を整理すること。

・人の流動、交流特性
・交通環境
・自然環境
・周辺環境、景観との関係性
・まちづくりとの整合性　など

(2) 機能別の立地適性の分析

基本構想の 6 機能について、どのエリア・立地に配置することが望ましいかを分析し検討すること。

2-5 敷地条件別・ホール構成別の階層構成・配置の検討

施設規模について、2 つの敷地条件と 3 つのホール構成パターンを組み合わせて、階層構成・配置・動線・概算事業費・メリット・デメリットを比較検討すること。

(1) 検討する敷地条件

条件	設定	想定する状況
条件①	建築面積 3,000 ㎡を上限 （駐車場は含まない）	中心市街地の限られた用地を想定
条件②	再編統合による延べ床面積の縮小を前提とする。	十分な用地が確保できる場合を想定

(2) ホール構成 3 パターン

基本構想で示されたホール規模（約 300～800 席）を踏まえ、以下の 3 パターンで検討すること。

パターン	ホール構成	特徴
パターン①	300 席×1	小規模かつ低層ホール。とりぎん文化会館（2,000 席・500 席）と明確にすみ分け
パターン②	800 席×1	大規模・高天井・フライタワー。市民会館（930 席）の役割を継承。 1 階層（800 席）または 2 階層（1 階 500 席・2 階 300 席）を検討
パターン③	800 席× 1 300 席× 1	中規模ホールの 2 階層。

※いずれのホールも音響性能を備えたものとする。また、音響反射板やプロセニアム型の利用により演劇や講演にも対応可能なホールを想定する。

(3) ホール構成を軸とした機能配置の最適化及び比較

各条件及びパターンについて、ホールを軸に、他の 5 機能と駐車場機能をどこにどのくらい配置すれば最適になるかを検討すること。

条件①は、建築面積 3,000 ㎡の中に各パターンを収めた場合の階層数・機能配置（縦方向にどの機能を積むか）・高層化の課題（搬入経路・避難経路・フライタワーの

扱い等）を整理すること。
条件②は、パターンに応じた必要駐車場台数を検討すること。
それぞれの概算事業費（建設費、駐車場整備費、4 施設の解体費）を試算すること。

2-6 検討を踏まえた施設整備の提案

2-1～5 を踏まえ、面積制約の範囲内で必要な機能を満たす施設整備を提案すること。

第 3 章 成果品等

3-1 打合せ・報告

段階	内容
着手時打合せ	業務方針・スケジュール・役割分担・提供資料の確認
中間報告（1～2回）	
最終報告	報告書案の報告・確認

※中間報告はオンライン形式も可とする。

3-2 報告書の作成及び提出

成果物	内容	部数
基礎調査報告書	全調査・検討分析・提案内容をとりまとめたもの	印刷製本 10 部＋電子データ
報告書（概要版）	A4・10～20 ページ程度の要約版	印刷製本 30 部＋電子データ
説明用プレゼン資料		PowerPoint 等電子データ

委 託 契 約 書

１　業　　務　　名　新たな文化施設の整備に関する基礎調査業務

２　履　行　場　所　鳥取市内

３　委　　託　　料　　金　　円（総額）

（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

４　履　行　期　間　　令和　　年　　月　　日 から 令和９年３月３１日まで

５　契 約 保 証 金　　免除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自１通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

令和８年　月　　日

委託者　住所又は所在地　　鳥取市幸町７１番地

商号又は名称　　鳥取市

代表者名又は氏名　鳥取市長　　深澤　義彦

受託者　住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名

委 託 契 約 約 款

（総則）

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の設計書、仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、仕様書等に定めがある場合は、この契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）を引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払う。

３　業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

８　この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（工程表の提出）

第３条　乙は、この契約の締結の日から 7 日以内に仕様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

２　工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

~~（契約の保証）~~

~~第４条　乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~

~~(1)　契約保証金の納付~~

~~(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）の保証~~

~~(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~

~~２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、委託料の 100 分の 10 以上としなければならない。~~

~~３　第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~４　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。~~

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第６条　乙は、成果物（第 33 条第 1 項に規定する部分払に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をい

う。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2　甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3　甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4　乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5　乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6　甲は、乙が成果物の作成に当って開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7　乙は、第８条の規定により第三者に請け負わせ、又は委任する場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第７条　乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

（一部再委託）

第８条　乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときはこの限りでない。

2　前項の規定により再委託を行った場合、乙は、再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。

3　乙は、再委託先による委託業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反した場合は、当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第９条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第 10 条　乙は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（監督職員）

第 11 条　甲は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　甲の意図する業務を完了させるための乙に対する業務に関する指示

⑵　この約款及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

⑶　この契約の履行に関する乙との協議

⑷　業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　甲は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4　第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（現場責任者等）

第 12 条　乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結の日から 7 日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2　現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
3　乙は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

（履行報告）
第 13 条　乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）
第 14 条　乙は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。
2　乙は、仕様書等において甲の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
3　甲は、乙から前項の検査を求められたときは、請求を受けた日から 7 日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）
第 15 条　甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。
2　甲は、支給材料又は貸与品の引渡しに当っては、乙の立会いの上甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
3　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適切でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
5　甲は、乙から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
6　甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7　甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9　乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
10　乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
11　乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

（仕様書等不適合の場合の修補義務）
第 16 条　乙は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）
第 17 条　乙は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
⑴　設計書、仕様書及び図面に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
⑵　仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること。
⑶　仕様書等の表示が明確でないこと。
⑷　業務の実施上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な業務の実施条件と実際の業務の実施条件が相違すること。
⑸　仕様書等に明示されていない業務の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た

だし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3　甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

⑴　第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの
　甲が行う。

⑵　第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴うもの
　甲が行う。

⑶　第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴わないもの
　甲乙協議して甲が行う。

5　前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第 18 条　甲は、前条第 4 項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 19 条　甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

2　甲は、前項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第 20 条　乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2　甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3　甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第 21 条　乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第 22 条　甲は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2　甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 23 条　履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第 24 条　委託料の変更（次条の規定によるものを除く。）については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定

め、甲に通知することができる。
3　この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更）
第 24 条の 2　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託料の変更を請求することができる。
(1)　特別な要因により、履行期間内に業務に必要な材料等の日本国内における価格に著しい変動が生じ、委託料が不適当となったとき。
(2)　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料額が著しく不適当となったとき。
2　前項の場合において、委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
3　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（臨機の措置）
第 25 条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2　前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
3　甲は、災害防止その他業務の実施上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4　乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）
第 26 条　業務の完了前に、業務の実施に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第 27 条　業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（委託料の変更に代える仕様書等の変更）
第 28 条　甲は、第 9 条、第 15 条から第 20 条まで、第 22 条、又は第 26 条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）
第 29 条　乙は、業務を完了したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
2　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
3　甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4　甲は、乙が前項の申出を行わないときは、委託料の支払の完了と同時に当該成果物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
5　乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（委託料の支払）
第 30 条　乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に委託料の支払を請求することができる。
2　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3　甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第 31 条　甲は、第 29 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 33 条第 1 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　甲は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

~~（前金払）~~

~~第 32 条　この契約で、前金払いについて仕様書等で別に定めがある場合は、乙は、前払金の支払を甲に請求することができる。~~

~~（部分払）~~

~~第 33 条　業務の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、乙は、業務の全部の完了前に、業務の完済部分に相応する委託料について、甲に対して、部分払を請求することができる。この場合において、第 29 条中「業務」とあるのは「部分払に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分払に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 30 条中「委託料」とあるのは「部分払に係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~2　部分払の対象とする業務の部分、回数及び時期は、仕様書等で別に定めるところによる。~~

~~（部分払金等の不払に対する業務の中止）~~

~~第 34 条　乙は、甲が第 33 条において準用される第 30 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。~~

~~2　甲は、前項の規定により乙が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~

（第三者による代理受領）

第 35 条　乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 30 条（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合）

第 36 条　甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないことが判明した場合は、乙に対して相当の期間を定めてその不適合の修補を請求することができる。

2　前項の不適合がある場合、甲が相当の期間を定めて乙に対して不適合の修補の催告をし、その期間内に修補が行われないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、不適合の修補が不能であるとき又は乙が修補を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告することなく直ちに委託料の減額を請求することができる。

3　前 2 項の規定による不適合の修補又は委託料の減額の請求は、第 29 条第 3 項又は第 4 項（第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 5 年とする。

4　甲は、業務の完了の確認の際に不適合があることを知ったときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ当該不適合の修補又は委託料の減額の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5　第 1 項及び第 2 項の規定は、完了した業務の不適合が支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

6　第 1 項及び第 2 項の規定は、甲の解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 37 条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、委託料から第 33 条の規定による部分払に係る委託料を控除した額につき、遅延日

数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3　甲の責めに帰すべき事由により、第 30 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 38 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑵　その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑶　前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑷　第 42 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3　前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 39 条　甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為

⑵　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 40 条　甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所(常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

⑵　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下　「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

⑶　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

⑷　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

⑸　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部が行うものに限る。）。

⑹　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

⑺　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

⑻　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であって、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2　乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3　第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

4　甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 41 条　甲は、業務が完了するまでの間は、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 42 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第 18 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

⑵　第 19 条の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の 3 分の 1（履行期間の 3 分の 1 が 4 月を超えるときは、4 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 2 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

⑶　甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 43 条　甲は、この契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2　前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3　第 1 項の場合において、第 32 条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第 33 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項の業務の既済部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の利息を付した額を、解除が第 41 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4　乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の業務の既済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は業務の既済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負者又は受任者の所有又は管理するこれらの物件及び前 2 項の支給材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第 4 項前段又は第 5 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは甲が定め、第 41 条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 5 項後段、第 6 項及び第 7 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償の予定）

第 44 条　乙は、乙がこの契約に関して第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2　前項の場合において、乙が第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する委託料の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払

わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3　前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第 45 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

~~（契約保証金の返還）~~

~~第 46 条　甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 36 条第 3 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。~~

（相殺）

第 47 条　甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

（個人情報の保護）

第 48 条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。乙が業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者に遵守させなければならない。

（乙の法令上の責任）

第 49 条　乙は、業務の従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（従事者の災害等）

第 50 条　乙は、業務の履行に関し生じた乙の業務の従事者に係る災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

（契約外の事項）

第 51 条　この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

本約款中、第 4 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 46 条は削除する。

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第６　乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び持ち出しの禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

５　乙は、第２項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

６　乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第１０　甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　乙は、甲から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時における報告）

第 11　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第 12　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。